

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、私の国民年金保険料は、昭和53年5月から57年3月まで未納となっている。この期間のうち、最初の2年間ぐらいは県外で就職したくて国民年金の加入を断っていたが、父親が、A市の自治会の区長をやっている納税組合のお世話もしており、A市国民年金課の職員の勧めもあったことから、国民年金の加入手続をした。

昭和55年4月以降は、父親が、毎月、家族の分と一緒に、納税組合を通じて、私の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の家族の保険料を納付していたとする申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、2年間ぐらいい国民年金の加入を断っていたが、その後、申立人の父親が、A市国民年金課の職員の勧めにより加入手続を行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月31日に払い出されている上、A市によれば、申立人が記憶しているA市国民年金課の職員についても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている時期に在籍していることが確

認できることから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が、申立期間当時、居住していた地区の自治会の状況を知る者に当時の納付方法等を聴取したところ、申立人が記憶している納付方法とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間当時、事業を営み、その経営状況には国民年金保険料を納付できないような事情は見られない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

私は、平成 8 年 10 月から 11 年 9 月まで A 社に勤務していたが、ねんきん定期便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額及び控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から 36 万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、A社の元役員である元事業主の妻は、「当時の資料は保存していないため、納付していたかは不明である。」としているが、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月28日から39年9月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年8月から39年5月までの期間は1万4,000円、同年6月から同年8月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月28日から40年2月1日まで

私は、昭和38年3月に、A社B支店に入社し、40年1月31日まで継続して勤務していたのに、私の厚生年金保険被保険者記録が38年8月28日までしか確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年8月28日から39年9月11日までの期間については、申立人が覚えている同僚の一人（昭和39年4月17日に被保険者資格を喪失）は、「私は、A社B支店を昭和39年4月に退社し、その半年後ぐらいに、B支店に勤務していた申立人を私が勤務していた別の会社に誘った。」としている上、同年9月11日にA社に係る被保険者資格を取得している者も、「当時、私は、B支店の向かい側にあったA社C支店に勤務していた。私は、B支店によく行っている間に申立人と仲良くなったので、申立人が勤務していたことを覚えている。」としていることから、申立人は、少なくとも当該期間において、A社B支店に勤務していたものと推認される。

また、申立期間当時、A社において給与担当課長であったとする者は、

「B支店の社員は全員が正社員であり、社会保険料も控除していたはずである。」としている上、申立人と同様にA社B支店に勤務していたとする者のうち、事情を聴取できた大部分の者が、本人が勤務していた期間と被保険者期間は一致しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月28日から39年9月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和38年8月から39年5月までの期間は1万4,000円、同年6月から同年8月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間当時の資料は保存していないことから、申立人の厚生年金保険料を納付していたかは不明である。」としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年8月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から39年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年9月11日から40年2月1日までの期間については、前述のA社C支店に勤務していたとする者の回答により、申立人が、少なくとも当該期間の一部において、A社B支店に勤務していた可能性を否定できないものの、勤務していた期間を特定することができない上、当該期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人がA社に勤務していた期間や申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和39年9月11日から40年2月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和54年7月にA社に入社し、55年8月31日まで派遣先の事業所において勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日とされており、同年8月が被保険者期間に算入されていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）及びA社の回答により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年8月1日付けの随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立人の資格喪失日を誤って昭和55年8月31日として届け出ているので、申立人に係る同年8月分の保険料については、納付していないと思う。」としていること、及びA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、事業主がオンラ

イン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

▲氏 ▲名 : 女
基礎年金番号 :
▲生 ▲年 ▲月 ▲日 : 昭和42年生
▲住 ▲所 :

書式変更: 文字間隔広く 24.75 pt

書式変更: 文字間隔広く 0.35 pt

書式変更: 文字間隔広く 3.75 pt

書式変更: 文字間隔広く 1.85 pt

書式変更: 文字間隔広く 24.75 pt

書式変更: 文字間隔広く 0.35 pt

2 申立内容の要旨

▲申 ▲立 ▲期 ▲間 : 平成2年10月から3年2月まで

私は、平成2年9月末、結婚を理由として退職し、社会保険事務所(当時)で国民年金第3号被保険者の手続を行おうとしたが、失業保険を受給していたため、職員に第3号被保険者には該当しないと言われたので、国民年金第1号被保険者の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

書式変更: 文字間隔広く 3.75 pt

書式変更: 文字間隔広く 1.85 pt

私は、申立期間において、国民年金保険料を継続して納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険加入期間に含まれた期間であり、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後の平成2年10月に国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が所持している年金手帳においても、申立期間に係る国民年金の資格記録は記載が無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書や金額及び納付方法等について覚えておらず、申立期間当時の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から平成元年12月まで
私は、昭和43年10月からA店に住み込みで働き、現在もA店で働いている。

最近、昭和62年ごろまでA店の経理を担当していた店主の元夫から、私の47年からの国民年金保険料を「自分たち夫婦の分と一緒に、地域の納付組合に納めていたはずである。」と聞いたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月4日に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人が勤務しているA店の店主の元夫は、「集金人に夫婦二人と申立人の分の3人分の保険料を納付していた。」としているが、当該店主の元夫が納付していたとする保険料額は、申立期間の保険料とは著しく相違している。

さらに、当該店主の元夫は、昭和62年には離婚しているため、申立期間のうち同年ごろから平成元年12月までについては、国民年金保険料の納付に関与しておらず、A店の店主に聴取しても、昭和62年以降の申立人の国民年金保険料の納付については覚えていないとしている上、申立期間当時、納付組合で国民年金保険料を集金していたとする者も既に死亡していることから、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から同年7月までの期間及び54年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年5月から同年7月まで
② 昭和54年8月

社会保険庁(当時)の記録によれば、昭和53年5月から同年7月までの期間及び54年8月について国民年金が未加入となっている。

しかし、国民年金の加入手続は両親のどちらかがしており、国民年金保険料については、A町(現在は、B市)役場から町内の納税組織であるC組合(現在は、D組合)の組合長を通じて組合員に請求があり、両親のどちらかが、私が渡した国民年金保険料5,600円を月に1回、組合長宅において納付していたはずである。

申立期間当時、失業して生活に困っていたにもかかわらず、国民年金保険料を親に渡していたことを覚えており、両親のどちらかが納付していたはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親のうち、その母親は既に死亡し、その父親も高齢のため、申立期間当時の納付状況等についての回答は得られない上、D組合の組合長によれば、「申立期間当時の納税組織(C組合)の役員は不明であり、その資料も引き継がれていない。」としており、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する回答は得られなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿共に、申立人の被保険者資格取得日は平成8年4月1日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間当時、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に納付していた国民年金保険料は月額5,600円であったとしているが、当時の保険料額と相違している上、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 57 年 8 月、会社を退職し、A 町（現在は、B 市）にある実家に戻り、その後、臨時職員として働き始め、両親の勧めで国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、A 町役場から自宅に送られてきた納付書で、母親が納付していたはずである。

当時の国民年金保険料納付の領収書は処分してしまったが、納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人が所持している年金手帳によると、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には「61 年 3 月 1 日」と記載されており、「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄には、当初、「昭和 61 年 3 月 1 日」と記載されていたものを、「昭和 57 年 12 月 13 日」に訂正されていることが確認できる。

また、B 市が保管している国民年金の「保険料収滞納一覧表」によると、昭和 60 年度分には申立人の国民年金手帳記号番号及び氏名は無く、61 年度分に初めて申立人、申立人の姉及び申立人の義姉の氏名と共に、3 人の国民年金手帳記号番号が連番で記載されている上、申立人の義姉は、「国民年金への加入は、国民年金制度が変わった昭和 61 年ごろだった。」としていることを踏まえると、申立人は、申立人の姉及び申立人の義姉と共に昭和 61 年 4 月ごろに国民年金加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはでき

なかった期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親に聴取しても、「申立期間当時の保険料納付については、はっきりとは覚えていない。」としている上、上記のB市の「保険料収滞納一覧表」によれば、申立人、申立人の姉及び申立人の義姉共に、昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっているほか、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 25 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 21 日から 43 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に私の厚生年金保険の記録照会を行ったところ、申立期間については、既に脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。

しかし、私は、記録照会をしたときに初めて脱退手当金制度があることを知ったし、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、昭和 44 年 6 月 16 日付けで申立人の氏名が旧姓から婚姻後の姓に変更され、同時に厚生年金保険被保険者記号番号の重複整理が行われていることが確認できることから、申立人が申立期間②の事業所を退職した後の 43 年*月*日に婚姻していること、重複整理後の記号番号が申立人の申立期間①当時の事業所における厚生年金保険被保険者記号番号であること、及び申立期間の脱退手当金が同年 6 月 24 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更と重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」の表示がされているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 22 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、年金事務所でA社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっているとの説明を受けた。

しかし、申立期間当時、脱退手当金制度があることを知らなかったし、一時金を受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、その住所欄には、申立人がA社を退職した後に転居したとする実家のあるB市の住所が記載されている上、当該裁定請求書には、「42. 9. 22 交付済」及び「第*号C県D郵便局」の印が押されており、脱退手当金は、申立人の実家のあるB市の金融機関（郵便局）での隔地払いとなっていることが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 2 年 8 月 5 日まで
私は、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 8 月まで A 社（現在は、B 社）において勤務していたのに、年金事務所の記録では、昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録しか確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚及び申立期間における A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社において、申立人が従事していた部門の責任者であったとする者は、「当時、主に私が A 社の申立人と同じ部門で勤務している者に係る社会保険関係の事務を行っていたが、夫がサラリーマン等の厚生年金保険被保険者の場合、本人の希望により厚生年金保険に加入させないことがあった。」としている上、申立期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる者は、「私は、国民年金の第 3 号被保険者であったことから、入社当初、厚生年金保険には加入しない旨会社に申し出て加入していなかったが、厚生年金保険に加入した方が良いと思い、途中から加入させてもらった。」としていることから、申立期間当時、A 社では、本人の希望により、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る手続きを行っていた可能性がうかがわれる。

また、オンライン記録により、昭和 62 年 5 月 1 日から平成元年 1 月 22 日までの期間及び同年 1 月 31 日から 2 年 10 月 1 日までの期間において、

申立人が夫の被扶養者であったことが確認できる上、申立人から提出された年金手帳の記録により、国民年金の第3号被保険者とされていた昭和62年5月1日から平成2年8月17日までの期間に係る申立人の年金記録が、昭和63年10月1日に国民年金の第3号被保険者資格を喪失し、同年11月1日に国民年金の第1号被保険者資格を取得した後、平成元年1月31日に国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者となり、2年8月17日に国民年金の第3号被保険者資格を喪失している記録に変更（変更時期は記載されていない。）されていることが確認できる。変更後の申立人の年金記録は、オンライン記録により確認できる申立人の年金記録（平成4年12月24日付けで年金記録を変更）と一致しており、当該年金手帳の記載内容に不自然な点は認められないことから、申立人は、申立期間当時、申立期間を含む昭和62年5月1日から平成2年8月17日までの期間については、国民年金の第3号被保険者として管理されていたものと推認される。

さらに、申立期間当時、A社の給与計算事務をしており、B社の親会社であるC社は、「申立期間当時の資料は廃棄しており、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたかは不明であるが、申立期間当時、A社の社員の給与計算は、親会社である当社のコンピュータで行っており、社会保険の加入等の人事情報に変更があった場合、A社から送付された変更依頼書に基づいて変更していた。毎月、個人ごとの給与台帳をA社に送付しており、A社は、社会保険事務所（当時）への納付金額と当該給与台帳に基づく社会保険料とを突合していたので、長期間にわたって厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除し続けるとは考え難い。」としている上、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 626 (事案 423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月8日から21年5月6日まで
② 昭和21年8月1日から22年4月1日まで

私は、申立期間において、A社が所有するB丸に乗船していたが、申立期間において、船員保険の加入記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年12月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私が所持している船員手帳には、申立期間に係る乗船記録が記載されており、申立期間において、船員保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

その後、新たに当時の同僚の氏名なども思い出したので、改めて調査した上で、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が所有するB丸に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人及び申立人が一緒にB丸に乗船していたとする同僚3人の氏名は確認できない上、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた4人はいずれも、「A社に入社してから一定の期間(2か月から2年1か月の期間)、被保険者記録が確認できない。」としているほか、当該被保険者名簿により確認できる申立期間におけるB丸の船員保険被保険者数は、前述の4人のうちの3人が述べるB丸の船員数よりも少ない人数で推移していることを踏まえると、A社は、申立期間において、必ずしもすべての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できないことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないと

する通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚6人の氏名を思い出したので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしいと申し立てているが、当該同僚6人のうちの4人は、申立期間の一部又は直後の期間において、A社のB丸に係る船員保険被保険者名簿により氏名を確認できるものの、既に死亡又は所在が不明であり、残りの2人は当該被保険者名簿において氏名を確認できないことから、事情を聴取することができない上、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で、今回、新たに事情を聴取できた者は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人と同じ船に乗ったことは無いし、船員保険の加入などについての具体的なことは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 26 日から 43 年 1 月 5 日まで

私の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る加入記録が確認できなかった。

申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の一部において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の兄は、「申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していた。」としているものの、「私は、社会保険の事務に関与していないので、A 社の従業員に係る厚生年金保険の加入については分からないし、昭和 33 年ごろから 39 年 7 月ごろまでの期間、A 社に在籍したまま、A 社が出資して設立した別会社に勤務していたので、申立期間における申立人の具体的な勤務実態は分からない。」としている上、申立期間②の一部において、A 社に係る被保険者記録が確認できる申立人の弟は、「当時、A 社の本社は B 市にあり、事業所が C 町（現在は、D 市）にあったが、娘が生まれた翌月の昭和 40 年*月から 43 年 12 月までの期間、C 町で一緒に勤務していたと思う。」としているものの、オンライン記録によると、当該申立人の弟は、昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 10 月 1 日までの期間、別の事業所に係る被保険者記録が確認できる。

また、申立期間②当時、A 社の C 町の事業所で勤務していたとする申立

人の別の弟及び申立期間②において、A社に係る被保険者記録が確認できる者のうち、C町で勤務していたとする二人は、いずれも「申立人を知っているが、一緒に勤務していたかどうかは分からない。」としており、申立人の申立期間における具体的な勤務実態を特定できなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が昭和35年11月にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額は、同年1月に被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額と比べて3分の2程度の額となっており、38年1月にA社に係る被保険者資格を取得した申立人の弟と同額となっていることが確認できることから、申立人は、35年1月に退職した後、同年11月に改めてA社に入社した可能性がうかがわれる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、A社の清算人である申立人の妹は、「当時の書類は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立人が覚えている同僚については、所在不明であり事情を聴取することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月8日から36年2月1日まで
② 昭和36年4月1日から39年8月20日まで

私は、申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については、既に脱退手当金が支給されていることになっているとの回答を得た。

しかし、私は脱退手当金を請求も受給もした覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人がB社に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を除く。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和39年8月20日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた22人（被保険者資格喪失後、3か月以内に別の事業所に係る被保険者資格を取得した者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、全員がB社に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、支給記録のある者で事情を聴取できた者のうちの5人は、「会社が脱退手当金の支給手続きしてくれたと思う。」としていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人のB社に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年11月27日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から23年3月1日まで
私は、昭和21年12月ごろ、父の友人の紹介でA社において勤務することになり、1年間以上勤務していた。A社では、現場事務所で事務全般を行っていた。
当時、厚生年金保険被保険者証を見た覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

また、登記簿によると、A社の事業主は、B社の役員として氏名が確認できるところ、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「私は、B社を退職した後、別の事業所で勤務したが、そのときに提出した履歴書に『A社』と記載したことを覚えている。また、申立人が同じ事業所に勤務していたことも覚えている。」と述べていることから、両社は同じ事業所であった可能性がうかがわれる。

しかし、オンライン記録上、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B社は、申立期間の一部を含む昭和22年10月1日から23年3月31日までの期間において適用事業所であったことが確認できるものの、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

また、前述の申立人を覚えている同僚も、申立人が勤務していた時期までは覚えていない上、申立人が覚えている同僚についても、B社に係る被保険者名簿に氏名が確認できないことから、申立人及び当該同僚は、B社

が厚生年金保険の適用事業所となった日より前の時期に退職した可能性がうかがわれる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から22年6月まで
② 昭和22年11月から24年2月まで

私は、昭和21年8月に連合国軍に接收されていたA社（現在は、B社）に就職したが、22年6月に健康上の理由で解雇された。その後、同年11月に面識のあったC社（現在は、D社）のマネージャーの紹介でC社に就職した。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、連合国軍に接收されていたA社及びC社に勤務していた旨述べているところ、日本年金機構は、「昭和20年8月の終戦により、連合国軍に接收された基地及び施設で働く日本人については、当時、国の雇用人としての身分を有し、国の機関がその労務管理にあたっていたが、厚生年金保険への適用はされないままであった。23年から24年にかけて、各都道府県に国の委任業務機関としてのE社が設立され、駐留軍従業員の労務管理の業務を行うようになった。同年4月1日から、駐留軍従業員に社会保険制度が適用されることとなり、厚生年金保険にも加入するようになった。」としていることから、申立期間において、申立人が勤務していたとする会社については、厚生年金保険法の適用を受けていなかったものと考えられる。

また、F県所在のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、E社は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、オンライン記録により、A社は40年11月15日にG

社として、C社は39年11月6日にD社として厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間においては、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①については、B社は、「当時の資料も無く、当時の状況を知っている者もない。」としており、申立人は当時の同僚の姓しか覚えておらず、その者を特定することができない上、申立期間②については、申立人を覚えている同僚の回答から、申立人は、少なくとも申立期間②の一部において、C社に勤務していたことが推認できるものの、申立人が、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は既に死亡しているため、事情を聴取できないほか、前述の申立人を覚えている同僚及び当該同僚二人についても、申立人と同様に、申立期間②において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、C社は、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②直後の昭和24年4月に健康保険のみの適用事業所になっていることが確認でき、その当時に当該事業所に係る健康保険被保険者資格を取得している同僚（前述の申立人を覚えている同僚）は、「私は、C社には昭和21年くらいから勤務していたと思う。毎月、係の人が県のどこかに給料を受け取りに行っていたことは覚えているが、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」としており、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。